

1-12 水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不 検 出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1 m以上)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1 m以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m未満 ～ 5 0 cm以上
	水質C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m未満 ～ 5 0 cm以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	5 0 cm未満*
測定方法		付表 1 の第 1 又は第 2 に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法	付表 2 に定める方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度（*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。